

奈良県訓令第八号

各部課室
各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表奈良県東京事務所の項の次に次のように加える。

奈良県旅券事務所	旅券事務所に勤務する者	一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	日曜日及び土曜日
奈良県外 国人支援 センター	外国人支援センターに勤務する者	四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに四週に八回所属長が定める日

別表地域振興部観光局観光振興課の項中「地域振興部観光局観光振興課」を「地域振興部観光局観光プロモーション課」に改め、同表奈良県旅券事務所の項及び奈良県外国人支援センターの項を削り、同表くらし創造部景観・環境局自然環境課の項中「くらし創造部景観・環境局自然環境課」を「くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課」に

改め、同表奈良県労働会館の項中

右	同	日曜日及び毎 一回所属長が める日
---	---	-------------------------

週

四週間を超えない期間につき一週	日曜日及び職員
-----------------	---------

定
を

間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。

ごとに四週に四回所属長が定める日

に改め、同表奈良

県中央卸売市場の項中「四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。」を「右同」に改め、同表農業総合センターの項中「奈良県農業総合センター」を「奈良県農業研究開発センター」に改め、同表奈良公園管理事務所の項中「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に改め、同表奈良県立奈良病院の項及び奈良県立三室病院の項を削り、同表奈良県立五條病院の項

中

右
同

右

同

右

同

を

次に業務する一 二 三 水 イ の 操 保 四 所 指 業

掲げる
に従事

者	
患者の	
護	
給食	
電気、	
道、ボ	
ラー等	
施設の	一週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所属 長が定める。
作及び	
守	
その他	
属長が	
定する	
務	

職員ごとに次の
いずれかで所属
長が定める日
一 毎週二回
二 毎週一回及
び四週に三回

に改める。